

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月7日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第13号

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担任事務) 第2条 <省略> 2 前項に掲げる事務の対象は、次に掲げる保育所等とする。 (1) <省略> (2) 市が公募する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する保育所 <u>及び幼保連携型認定こども園</u> (3) <省略> (会議) 第5条 <省略> <u>2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。</u> <u>3</u> <省略> <u>4</u> <省略> <u>5</u> <省略>	(担任事務) 第2条 <省略> 2 前項に掲げる事務の対象は、次に掲げる保育所等とする。 (1) <省略> (2) 市が公募する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する保育所 (3) <省略> (会議) 第5条 <省略> 2 <省略> 3 <省略> 4 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。